所定疾患施設療養費　算定状況

厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

【対象となる施設】　　医療法人　慈仁会　介護老人保健施設　くじらヶ丘

【対象期間】　　令和　6　　年度　（　　令和6年4月1日　～　令和7年3月31日　　）

【所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定要件】

- ■　肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全増悪の何れかに該当する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定する。
- ■　診断、及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
- ■　所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
- ■　当該介護保険サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染対策に関する研修を受講していること。

（肺炎）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	1	2	0	3	0	1	1	1	9
日数	0	0	0	0	10	15	0	23	0	7	7	10	72

（尿路感染症）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	3	5	4	1	2	3	2	3	3	0	26
日数	0	0	19	40	24	2	14	15	15	18	28	0	175

（帯状疱疹）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7

（蜂窩織炎）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
日数	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	10	0	17

（慢性心不全の増悪）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0